

# 滋賀県における少年非行防止と 立ち直り支援のための機関連携について

若 林 隆 生

## 1 はじめに

### 1 少年警察に対する国民のイメージ

「警察とは何をする組織か？」との問いに、国民の大半は、犯罪捜査と被疑者の検挙活動を中心とする刑事警察をあげるであろう。また、これに次ぐ活動イメージとしては交通取締りや規制といった交通警察があげられ、さらに次いで地域警察や防犯警察となるのではないかと思う。

少年警察を警察イメージとして真っ先に回答する人は極めて少ないように思われる。もし、先の問いに少年警察と答えた人がいたとしても、非行少年の検挙・補導のみが少年警察としてイメージされ、非行防止活動にあっては、教育現場における生徒指導活動や地域における少年健全育成活動がメインであり、非行少年等に対する立ち直り支援に至っては家庭裁判所、保護観察所、少年院等の施設、児童相談所等の活動としてイメージされているのが現実であると思われる。

### 2 少年警察活動の理念と関係機関連携

少年警察活動は、少年警察活動規則（国家公安委員会規則）第1条に「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動」と定義付けられており、同規則第5条では「少年警察活動は、学校、家庭裁判所、児童相談所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関又は少

年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。」と規定され、警察固有の捜査権の行使のみに固執せず関係機関等の役割を尊重しつつ協働して幅の広い少年の健全育成を図るための活動を行うことを、その活動の理念としている。

警察の責務は、警察法第2条第1項に「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」と定められており、少年警察活動もその一環をなすものであるが、その活動の目的は基本法である少年法や児童福祉法の理念である「少年の健全な育成を期すること。」であることから、少年警察の責務は、先の警察法に定められた警察の責務以上に広くかつ深いものでなければならず、他の警察部門とは若干性格を異にしていなければならないところがある。

例えば、成人裁判では、同様の犯罪を犯し、同様の情状が認められる犯人に対しては、同一の刑が科せられるという処罰の公平性が原則となっているが、少年審判では、少年を処罰することを目的とせず、再非行の防止と非行からの立ち直りを図るための最善の方法を採ることを目的としているため、同様の非行事実で家庭裁判所の審判に付された少年であっても、それぞれの少年の特性や家庭環境等によって異なる処遇が言い渡されることとなる。そのため、少年事件捜査では通常の刑事事件捜査と同様の捜査活動を行って非行事実を明確にすることは当然であるが、当該少年の家庭環境や社会環境に関する事項等あらゆる捜査を行い、少年審判において適正な処遇が決定されるように配慮することが求められ、福祉犯等成人被疑者による事件であっても、その被害を受けた少年に対して事件が当該被害少年に及ぼした影響等を計り、当該少年の事件被害からの立ち直りを支援すべきことも少年警察には求められている。

また、警察は少年事件捜査や街頭補導活動等を通じて、もっとも多く非行少年等を把握できる（している）立場にあり、個々の非行少年等に関する個人情報にあっても最も多く有しており、かつ非行少年等と接する機会が多いことから非行少年等への対応能力も他の機関より熟練していると言っても過言ではない。

こうしたことから少年健全育成を使命とする関係機関は、効果的な少年非行防止対策と立ち直り支援活動を推進するためには、少年警察部門と密接に連携することが必要不可欠なものとなっており、その連携の成否が地域における少年健全育成対策を左右することとなる。しかしながら、少年警察は警察組織の一部であり、警察と言うと刑事警察に代表されるとおり捜査（逮捕）権を有する権力機関としてのイメージが強いため、県市町行政や教育行政関係者からの連携・協働への声かけは、どうしても消極的になってしまうというのが現実であろう。したがって、少年警察に従事する者はこうした一般的な警察イメージを十分に理解し、少年警察自身が関係機関に積極的な情報公開と連携・協働への働きかけを行うことが必要となる。

### 3 滋賀県の関係機関連携

滋賀県警察では、こうした少年警察が少年健全育成に果たす役割と機関連携の絶対的な必要性を考え、昭和43年4月より今日に至るまで県知事部局若しくは県教育委員会の非行少年対策等を担当する部局に警察本部の少年警察担当警察官と警察職員を派遣し、県行政・県教育行政部門と警察行政の連携を図ってきた<sup>1</sup>。

これにより県行政と県教育行政そして警察行政の密接な連携体制が確立され、「県」「教育委員会」「警察」の3機関が忌憚のない意見交換を交わせる環境が整えられた。

以下、こうした3機関連携による滋賀県における少年非行防止対策と立ち直り支援対策について述べることとする。

## 2 非行少年等立ち直り支援センター「あすくる」

### 1 「あすくる」とは

「あすくる」とは、非行等の問題を抱え、自分の居場所もなく、悩み苦しんでいる少年が、自分自身を見つめ直し、自分の課題を克服しながら社会に適應できるように個別のプログラムを組んで立ち直りに向けた支援を行う施設の名称である<sup>2</sup>。

非行を繰り返す少年の背景には、よき指導者の不在等による規範意識の低下、複雑な家庭事情からくる生活の乱れ等があり、そのまま放置されることにより就学・就業等社会に復帰できなくなり、不良グループに居場所を求めるといった現実がある。

そこで、これらの課題を持つ少年を立ち直らせ、再非行を防止するため、生活習慣の改善等必要な支援プログラムを策定し、個々の少年の非行程度や少年を取り巻く環境に応じた体系的な支援を行うことを目的として平成14年に「滋賀県平成15年度重点施策目標」に掲げ、平成16年2月県議会において「滋賀県非行少年等立ち直り支援事業」として予算化し、実現させたものである。

## 2 「あすくる」設立の背景と経緯

平成14年当時、滋賀県警察で検挙・補導される少年が増加し、全刑法犯に占める少年の割合が全国的にも高い数値を占めていた。また、家庭裁判所の審判により少年院等における矯正プログラムを受ける要保護処分となる少年は全送致少年の約10%程度で、残る少年は審判不開始や不処分となって社会に戻り、その多くは社会に戻っても自分が戻るべき居場所もなく、再び不良グループに戻って再非行を犯すといった悪循環を繰り返していた。

県警では、平成11年より少年課に附置機関として少年サポートセンター（県内2ヶ所）を設置し、非行少年等に対する積極的な継続補導及び継続支援を実施していたが、急増した少年非行に対応しきれず、限界状態であった。また同センターで指導する非行少年等に加え非行深度の浅い非行少年に対しても幅広く立ち直りを支援する機関の設置が求められ、自治体や関係機関等による総合的な地域一体型の対策を講じる必要が認められた。

そこで、県警（少年課）より県知事部局に対して県内の関係機関が横断的に取り組む「非行少年等の立ち直り支援事業」の推進を要請したところ、事業の重要性が理解され「滋賀県青少年対策本部」が中心となり、「非行少年等立ち直り支援センターの設置」を部局横断的に推進する県の重点事業とすることが決定された<sup>3</sup>。

これにより平成14年に県青少年対策本部の行う重点事業として「非行少年

等の立ち直り支援システムづくり」が決定され、県警本部（少年課）が主幹課となって平成15年度予算要求を行い、平成15年5月に警察主導で県青少年対策本部の下に「非行少年等立ち直り支援プログラム策定・推進部会」を設置するとともに、同年7月に有識者からなる「非行少年等立ち直り支援システム検討委員会」を立ち上げた<sup>4</sup>。

なおその際、本事業は県の総合的事業として展開するものであることから、その事務局は当時少年課員の派遣を受けており、かつ知事部局内で最も部局調整機能が発揮できる政策調整部青少年室（当時の県知事部局における少年の健全育成対策を行う主幹課）に置くこととした。

本事業は前例もなく、一応に担当者はその事業案策定に不安を抱えて望んだが、「形式的な事業計画では実効ある目的は達成できない」「真に自治体・関係機関等による総合的な地域一体型の対策（事業）としなければならない」との共通認識の下に、「各部局は何が出来るか」「従来業務をどのように工夫すれば、非行少年等の立ち直りに寄与することができるか」についての意見交換を重ね、5種類の立ち直り支援プログラムを策定するとともに「県内の各市町が運営主体となっている少年補導センターの中から同プログラムを実施することができる機能を有した所を「あすくる」に指定し、その活動経費を県予算で補助すること」「各あすくるの業務を支援するために県に有識者5人で構成する滋賀県非行少年等立ち直り支援総合コーディネーターを配置すること」等が決定され、平成16年4月1日に県内4ヶ所の少年補導センターを「あすくる」に指定し、本事業が本格実施された。

その後、本事業は県内の各市町に受け入れられ、現在では県内9ヶ所の少年補導センターが「あすくる」の指定を受けて非行少年等に対する立ち直り支援を実施しており、さらに現在2ヶ所の少年補導センターが「あすくる」の指定に向け準備中である。

### 3 「あすくる」における支援対象少年

「あすくる」が支援の対象とする少年については、「非行等の問題を抱えた中学生から成人するまでの少年」としている。

「非行等の問題を抱えた少年」とは、

- 犯罪少年，ぐ犯少年，触法少年，不良行為少年等の反社会的問題行動を有する少年
- 不登校，引きこもり等の非社会的問題行動を有する少年で非行性が内  
存すると認められる少年（家庭内暴力，自傷他害行為など）

を指し，小学生以下の少年を対象から外したのは，これらの少年に対しては特別な機関による指導より，家庭や学校における指導が優先されるべきとの考えによる。なお，問題を抱えた小学生に対しては，必要により少年サポートセンターがかかわりをもって学校及び保護者と連携した指導を行うとともに，発達障害が疑われる児童等に対しては専門機関への引継ぎや連携による指導を行っている。

#### 4 「あすくる」における支援体制等

「あすくる」における支援を確実なものにするため各「あすくる」には，個々の少年の支援及びそのプログラムの進行管理及び調整を図る「支援コーディネーター」，臨床心理士またはこれに準ずる能力を有する者で心理学的側面から少年及び保護者に対する支援を行う「心理臨床担当者」，対象少年に対する学力補充や進路指導及び学校等との連絡・調整等を図る「教員（現職教諭）」，無職少年の支援につき支援コーディネーターを補佐する「無職少年対策指導員」，対象少年に対する支援全般を担当する「少年補導センター職員」が配置されていることが求められている。

また，これ以外に各「あすくる」では，地元中学校・高等学校・警察署・県警少年サポートセンター・児童相談所・公共職業安定所・市町児童福祉主管課・健康福祉事務所（保険所・県福祉事業所）・その他必要と認める機関団体（保護司会，民生委員，児員委員，県教育委員会スクールサポートチーム）の代表者による「支援協力機関会議」（「あすくる」ごとにその名称は異なる）を設置するとともに，大学生等による青少年支援サポーターを配置し，非行少年等の立ち直り支援が地域一体で取り組める体制を有している。

なお，前記のとおり県では本事業の効果的な運営及び少年の支援に当たっての個々の問題点に対して専門的な見地から「あすくる」に対する指導助言を行う「総合コーディネーター」を配置し，各「あすくる」に対する支援体制

を採っている<sup>5</sup>。

## 5 「あすくる」における支援の実施要領

(1) 支援実施の決定 中学校・高等学校、警察署、児童相談所や各市町、その他の相談機関等は、支援を必要とする少年を把握すれば必要な情報を添えて「あすくる」に引き継ぎ、引継ぎを受けた「あすくる」は、支援コーディネーター及び心理臨床担当職員を中心に当該少年に対するアセスメントを実施して少年の実態を把握し、当該少年に必要な支援プログラムを検討する。そして支援実施の検討結果に基づき少年本人と保護者に対して「非行少年等立ち直り支援システム」について説明し、両者から同意を得た上で支援実施を決定することとしている。

(2) 支援プログラムの決定及び変更等 支援プログラムの決定は、アセスメントにより把握した事項を参考にして、少年や保護者の希望を十分考慮した上で、少年が意欲的かつ効果的に支援を受けられるよう、柔軟なプログラムを設定することとしている。また、プログラムの実施にあたっては、支援開始時に決定した支援プログラムの遂行にこだわることなく、「あすくる」内での検証検討会や少年との面接等により、随時支援プログラムの変更を行うこととしている。

(3) 支援プログラム 支援に当っては、少年またはその家庭が抱える課題に応じて、次に掲げるものの中から必要なプログラムを選択し、支援プログラム内の様々なメニューを組み合わせ、最も効果的な支援プログラムを設定することとしており、基本プログラムは次の5つとしている。

### ○ 生活改善支援プログラム

昼夜逆転の生活など不規則な生活習慣を改善し、就学・就労支援プログラムに至るまでの環境を調整するための支援を行うもので、担当職員による家庭訪問や通所指導、モーニングコール、児童自立支援施設等との協働による自立指導等を実施する。

### ○ 自分探し支援プログラム

カウンセリングを行って心の傷の回復や不安等を軽減するとともに様々な体験活動を通じて自己を見つめ直し、自発性を引き出して将来に対する夢や

目標、居場所を発見できるための支援を行うもので、定期的なカウンセリングの他、関係機関が開催する少年のための各種体験学習会への同行等を実施する。

○ 就学支援プログラム

少年の学力に応じ、資格取得・復学・進学等に向けての基礎・応用学力の習得や進路指導等の支援を行うもので、学力診断テスト・基礎学力補習支援・進路相談・復学編入支援・進学支援・大検受験支援等を実施する。

○ 就労支援プログラム

就労のための基礎的社会生活能力の習得、職場実習やアルバイト等の職業体験、技能・資格等の習得支援を行うもので、ハローワーク等と連携した職業適正検査・職業基礎能力の取得指導・就労体験・就労相談・就労紹介・就労後における職場訪問や家庭訪問等を実施する。

○ 家庭支援プログラム

少年及び保護者に対するカウンセリングやふれあい活動等を通じて、良好な家庭環境を整えるための支援を行うもので、家庭訪問や通所による親子カウンセリングや保護者交流会等を開催する。

(4) 支援の経過検討と終了等の決定 支援に際しては各「あすくる」において原則として四半期毎に関係機関が参加するケース会議を開催して対象少年ごとに支援の効果を測定し、「支援プログラム内容の変更」「他の支援プログラムへの移行」「支援の終了」「支援の中止」について検討することとしている。

なお、「支援の終了」は当該少年についてのプログラムが終了し、かつ当該少年に立ち直りが認められるなど以後の支援が必要ないと判断された場合であり、「支援の中止」にあっては、支援中の再非行等により少年院等の矯正施設に入所した場合や保護者の都合により他府県に転宅したことにより当該「あすくる」において支援を継続できなくなった場合等の時である。また非行が進行してしまい「あすくる」における支援の効果が望めない少年についても「支援中止」とすることもあるが、この場合は保護者との協議を行い、少年サポートセンターにおける継続補導に移行するように努めているところである。

## 6 「あすくる」の支援実績

平成21年中に滋賀県下9ヶ所の「あすくる」で立ち直り支援を行った少年は217人（内女子79人）おり、この内の95人（内女子30人）が就学・就労等の支援目標が達成され非行行動からの立ち直りができた<sup>6</sup>。

残る122人中61人については、年内にプログラムが終了せず次年継続となった少年であり、さらに残る61人については支援中に少年院等の矯正施設に収容された者や保護者の都合により他府県に転居し当該「あすくる」の支援を中止せざるを得なかった少年であった。今後、この保護者の都合により他府県に転居し支援を中止せざるを得なかった少年に対して他府県のどのような支援機関に引継ぎ、支援を継続することができるかについて検討していきたいと考えている。

## 7 「あすくる」と「警察」

このように滋賀県では、市町が運営する「少年補導センター」の中で、先の非行少年等立ち直りシステムが運営できる機能を備えた所を「あすくる」に指定し、非行少年等の立ち直りを支援しているところであるが、警察も同様に県警少年課に附置機関として「少年サポートセンター」を有し、非行少年等に対する継続補導を行い、その立ち直りを支援している。基本的に「あすくる」と「少年サポートセンター」は、対象少年の非行深度と通所の可能範囲、更には少年本人及び保護者の希望を総合的に判断して担当を分担することとしており、近年では「あすくる」に通所する少年を少年サポートセンター職員が定期面接を行って、より効果的な立ち直りがなされるよう「あすくる」と「少年サポートセンター」協働による立ち直り支援も実施しているところである。また、少年サポートセンターで継続補導した非行深度の深い少年が、継続補導により改善の兆しが見え、「あすくる」による支援プログラムを実施することにより更に効果的な立ち直りが期待できる少年にあっては、積極的に「あすくる」へ引継いでいる。

「少年サポートセンター」は、一般的に警察の機関ということもあって強権を有する機関というイメージが強く、逆に「あすくる」は、市町行政が運営主体であるので市民サービスの一環として事業がなされているとのイメー

ジが持たれていることから、両機関はこうしたイメージを最大限に活用した協働による立ち直り支援事業を展開しており、現在後述の「滋賀の少年ソーシャルサポートシステム」による更なる効果的な協働のあり方について模索しているところである。

### 3 学校問題行動対策連絡会議（スパック会議）と学校連絡制度

#### 1 「学校」と「警察」の関係

「学校」という言葉を国語辞書で調べると「一定の教育目的のもとで教師が児童・生徒に組織的・計画的に教育を行う所」等と書かれているが、少年警察の立場から学校、特に小中高等学校の存在意義を考えると、学校は勉学の場であると同時に「地域における少年の健全育成基盤（拠点）」と見ている。

「教師」の皆さんも我々「警察官」も、それぞれ社会的立場は異なるものの、「すべて子どもたちが健全に育ってくれるよう努力する」という同じ目標を有しており、「警察」はその活動を通じて地域における少年非行の実態をよく知っており、「学校」は学校教育の現場で個々の少年と深く接してその特性をよく理解しているのであるから、この双方が密接な連携を意識しなければ、双方ともに実効性のある非行防止対策や立ち直り支援対策は行えない。

こうした思いは、今に始まったものではなく、現在の警察制度が始まった昭和29年以前から「学校」と「警察」の担当者は相互にインフォーマルな関係を構築し、特別な制度がなくても相互の社会的立場を尊重しつつ実のある情報交換と相互協力を行っていた。

その後、この関係をさらに強力にし当時増加傾向にあった少年非行に歯止めをかけるべく、昭和38年10月に当時の文部省初等中等教育局長より「青少年非行防止に関する学校と警察の連絡について」、警察庁保安局長より「少年非行防止に関する学校と警察の連携強化について」と題する通達が同時に発出され、全国各都道府県市町村に「学校警察連絡協議会（略称：学警連）」が設立された。

当初、この学警連はよく機能し、各学校で発生する生徒の問題行動に対する対応や警察が検挙した児童・生徒に対する学校での指導方針等についての意見交換が行われるとともに、個別の問題ごとに学校・警察双方で何ができるかが話し合われ、計画的な非行防止対策や非行少年の立ち直り支援に寄与したところである。しかし、制度というものは常に時代に合わせて変化させなければ形骸化するもので、この学警連も例外なく年月が経つとともに義務的に開催されるだけのものとなり、加えて昭和50年代後半から「個人情報（プライバシー）の保護」に関する社会風潮の高まりにあわせて、学校・警察双方の担当者が相互に交換すべき情報の範囲を見失い、真の情報・意見交換ができる場でなくなってしまった。当然、これと並行して現場サイドで構築されていた双方のインフォーマルな人間関係も希薄化し、「学校」と「警察」の関係はいわゆる「冷めた関係」となってしまった。

これは、滋賀県だけでなく全国ほとんどの都道府県でも同じような傾向に陥ったようである。

当然こうした傾向に対し、これを是正すべく平成9年12月に当時の文部省初等中等教育局中学校課長から「児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察の連携の強化について」、警察庁生活安全局少年課長より「少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携強化について」と題する通知が同時に発せられ、学警連における実のある情報交換等が復活されることが期待されたが、一旦形骸化した学警連は期待された以上にその機能を復活することはなかったようである。

## 2 学校問題行動対策連絡会議（スパック会議）

このような中、全国的に対教師暴力や生徒間暴力をはじめとする児童生徒による学校内での問題行動が増加し、全国的にその対応を検討することとなったことから、滋賀県においては県教育委員会及び県警本部（少年課）が中心となって対応協議を行い、平成12年に学校問題行動対策連絡会議（通称：スパック会議）を開設した<sup>7</sup>。

同会議は、県レベルでは県教育委員会学校教育課と県警本部少年課を中心とした関係機関、市町単位では問題少年を抱える学校・市町教育委員会そし

て地元警察署を中心とした関係機関が問題少年ごとに対応策を検討し各機関の特性に応じた支援を行うことを制度化したものである。

この学校問題行動対策連絡会議は、前記「学校警察連絡協議会」に変わる新たな学校と警察が情報を共有し協働した取り組みを模索する場として復活し、問題少年を抱えてその対応に苦慮していた教師にとって警察が全面的にバックアップすることにより、自信をもった生徒指導にあたる勇気を与えられ、警察にとっても学校からの情報により常時変化する少年非行状況に対応した少年非行防止及び立ち直り支援が行えるようになるなど、地道ではあったが会議を重ねる度に相応の効果があげられるようになった。特に、同会議の開設により離れていた学校と警察の距離が短くなったことは一番の成果であった。

また、この会議は、その後「児童虐待」が社会問題化したことに伴い、虐待児童及びその他家族対策を積極的に推進する役割を担うようになった。

学校問題行動対策連絡会議では非行問題を抱えた児童生徒以外に児童虐待や家庭崩壊等の問題を抱えた少年についても積極的な情報交換を行い、児童相談所や市町福祉機関等の援助を必要とするケースが把握されれば、直ちに同会議のメンバーに児童相談所や市町福祉担当者を加えた「要保護児童対策協議会」を開始し、迅速な保護や福祉行政からの支援を行っているところで、県レベルの学校問題行動対策連絡会議（通称：拡大スパック会議）は、県教育委員会学校教育課、県警本部少年課に加え、児童相談所及び県下の少年補導センター（「あすくる」を含む。）の指導監督にあたる県健康福祉部子ども青少年局をその構成メンバーとし、「県地方自治行政」「県教育行政」「県警察行政」の3行政の更なる連携を確実なものとしているところである。

### 3 学校連絡制度

前記のとおり「学校問題行動対策連絡会議」が設置され、ある程度「問題行動を抱えた少年に対する対策」について学校と警察の協働体制がとられるようになったが、あくまでもこの会議は学校現場から問題提起された少年についてのみ対策を検討する場であり、学校内では目立たず学校外での問題行動を抱えている少年に対する対策を検討するに及ばなかった。当然こうした

少年は学校内での問題行動を表面化させていなかっただけで、非行を潜在化させている少年であり、学校内で問題行動を起こして指導にかかる少年よりも、非行が深刻に進行している可能性が大きい少年であることから、県警ではこうした少年に対する対策のあり方について検討していたところである。

こうしたところ、平成13年5月に文部省初等中等教育局児童生徒課長と警察庁生活安全部少年課長より「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」と題する通知が同時に発出され、全国各都道府県において「学校連絡制度」として非行少年等に関する個別の情報を関係する学校と警察の間で共有し、幅の広い非行防止対策の推進が検討されることとなった。当然、滋賀県においても県警少年課と県教育委員会学校教育課が非行少年情報の共有のあり方について協議を行ったところであるが、特に当時「個人情報保護に関する法律」や「個人情報保護条例」等の施行に向けた社会的な動きがあり、学校警察双方で提供しあうべき個人情報の範囲やその具体的情報交換の方法、さらにはその情報の取り扱いのあり方について、協議を重ねるほどに具体的な方法論より当該制度を実施した場合の心配事ばかりが意見として述べられた。

具体的には、学校（県教育委員会）側は「学校現場に生徒情報を警察に提供するという行為に対し“児童生徒を警察に売る”という思いを持つ教師が多く、学校現場の抵抗感が強いのではないか。」「児童生徒の個人情報を警察に提供すれば、当該児童生徒の保護者から抗議されるのではないか。」また「警察の保有する情報が学校に提供されることについては、生徒指導担当者は貴重な情報として活用するであろうが、以外の教師は警察がやるべき非行防止対策を学校に押し付けるために情報を学校に渡すのではないかと邪推する可能性がある。」等といったものであり、警察側は「警察が提供した情報により、特に高等学校において当該生徒が警察情報のみで停学や退学処分を受けてしまわないか。」「学校内で解決すべき問題までも警察に対応を依存してしまわないか。」というものであった。このため県教育委員会及び県警少年課では、「学校連絡制度に関する意見」を各学校及び各警察署に求めたが、制度の趣旨についてはすべてから賛同を得たものの、学校・警察署双方ともに前記同様の問題点（懸念すべき点）を指摘する意見が多数寄せられたため慎

重な協議を続け、実効性のある「学校連絡制度」の設計に取り組むこととした。

そうしたところ、平成14年5月に開催された「滋賀県高等学校生徒指導連絡協議会」において、出席した高等学校の生徒指導担当者の代表から県警少年課及び県教育委員会に対し「これまで内々というレベルで各学校の生徒指導担当者は警察署から担当する児童生徒にかかる非行情報等の提供を受けて指導材料としていたが、近年、警察から提供された情報を基に指導すると当該児童生徒は勿論のこと、その保護者から“誰に聞いた。誰が売った。”と聞き直られてその対応に困ることが増えている。警察から提供される個別の非行情報等は学校における生徒指導を実のあるもとするには必要不可欠なものであるので、是非、こうした警察情報が学校に提供されることを県の仕組みとして頂きたい。」旨の要望がなされた<sup>8</sup>。

このことにより県警少年課と県教育委員会が中心となって同年5月から12月までの間、市町教育委員会・県総務課（私学担当）・国立小中学校・特別支援学校等の関係機関と何度も会議を行って、その実施要領は勿論のこと学校連絡制度における個人情報の取り扱いに関する問題点等の検討を行い、最終的に

- 情報は警察から学校への一步通行とし、学校情報については学校問題行動対策連絡会議等において学校側から個別の問題提起を行って関係機関の情報共有を行いつつ問題の解決策を検討していくこと。
- 警察において、学校に非行少年情報を提供するにあたっては、その前段で当該少年の保護者に対して「当該少年の非行等の進行を防止しかつ立ち直り指導を学校においても行う必要があるので、当該少年の非行行動について学校に連絡することとなるので、よく学校の教師とも相談をして再非行防止等に努めてやって欲しい。」旨を伝える。
- 学校では、警察から提供された情報について必要があれば、当該少年及びその保護者に対して「警察から連絡を受けた。」旨を説明した上で指導にあたること。

ただし、学校では警察からの情報提供のみをもって、当該少年を停学または退学あるいは出席停止等の処罰的指導は行わないこと。

- 同制度の実施にあたっては、各学校において事前に当該学校の児童・生徒及び保護者に制度実施の目的とその制度概要の周知を図ること。

の申し合わせを行うとともに、制度内容の取りまとめを行った。

そして、県警少年課、県教育委員会、県総務課の3機関が、全私立公立高等学校・各市町教育委員会・各校長会・国立小中学校・特別支援学校に対して制度概要等の説明を行い、すべての関係学校の賛同を得たことから、平成14年12月に県警察本部では各警察署長に対して「学校連絡制度」の実施について警察本部長通達を発出するとともに、県教育長より市町教育長、県立学校校長等宛、県総務部総務課長より私立学校の校長宛に本制度実施に関する通達を発出した。また、さらに本制度の確実な実施に向けて県下のすべての小中高等学校において2学期の終業式において児童生徒に同制度の実施を知らせるとともに、児童生徒の保護者に対して「学校連絡制度」の内容と実施についての通知文を発出し、同年12月20日に県警本部と県教育委員会が同時に同制度の実施に関するマスコミ発表を行って翌平成15年1月1日より「学校連絡制度」の運用を開始したところである。

当該制度の実施に対し、当初一部の保護者から警察に「うちの子どもが補導された件について学校に連絡されると内申書に影響するので、内緒にしておいて欲しい。」旨の申し入れがあったが、「当該制度は、警察・学校が一体となって当該児童生徒に適切な指導を行うためのものであり、当該児童生徒に不利益を与えるものではない。」旨を説明して理解を得、大きな問題とはならず、逆に県PTA連合会等からは警察に対して「学校連絡制度は、児童生徒の個人情報にかかわる問題であるので、その運用には十分な注意を願いたいところであるが児童生徒の非行を防止するために警察と学校が情報を共有することは極めて意義のあることであるので、同制度を円滑に運用し実効ある非行防止対策等に寄与して頂きたい。」旨の激励が寄せられたところである。

#### 4 学校連絡制度の効果

この学校連絡制度の実施により、実施前の平成14年中に滋賀県で補導した不良行為少年は約1万3,800人であったが、本制度の実施後は僅かずつでは

あるが減少傾向を示し、平成18年、19年、20年には年間約1万2,000人程度を推移するようになった。この効果は数値的には僅かな効果であったかも知れないが、これ以外に本制度の実施により、多くの教師が担当する児童生徒にかかる生徒指導上の問題について抱え込むことなく、警察署をはじめ少年補導センターや「あすくる」に相談するようになり、学校現場の教師に一人で悩まず関係機関とともに考え、そして対策をとろうとする機運が高まるといふ大きな効果を生んだ。

## 5 新学校連絡制度

このように滋賀県における少年対策は、「学校連絡制度」を中心とした学校と警察の連携にとどまらず、「あすくる」に代表される県市町との連携による非行少年等の立ち直りのための社会システムを構築していくことにより、学校現場の教師が安心してかつ気楽に関係機関の支援を受けられる県内環境が整備されていった。

そうしたところ、平成20年8月頃から各学校から県教育委員会及び県警本部少年課に対して「既に学校によっては学校で把握した児童生徒の問題行動等について所轄警察署の少年担当者にその情報を提供して学校・警察双方における少年指導に役立っているが、現行の学校連絡制度は、警察から学校に情報が提供されるという片側通行にしかなくないので、学校から警察への情報提供についても個人情報保護条例上、問題なく出来る制度に改正して頂きたい。」旨の要望が寄せられるようになった。

この要望に対し警察は、学校からより多くの情報が得られれば、これら进行分析することによりより精度の高い少年非行対策が行え、また検挙補導した少年に対する処遇の検討に際しても、より効果のある処遇を検討することができるなど、そのメリットは極めて高いものであった。しかし、こうした学校側が把握した少年情報を警察に提供することについては依然「児童生徒を警察に売る」という意識が根強く学校現場にあるのではないかと懸念が残った。警察が非行少年を検挙補導する目的は、刑事警察のような処罰目的ではなく、当該少年の再非行防止と健全育成を目的とし、当該少年を更生

させるための手段に過ぎないのであるが、その理解を得る道のは険しいのではないかと思われた。そこで学校連絡制度の改正（学校・警察情報の双方向提供）は、前回以上に慎重な協議を行うこととし、県市町教育委員会、県警本部少年課、県総務課、国立小中学校、特別支援学校、滋賀県高等学校生徒指導連絡協議会等の関係機関・団体による協議を重ねて、その実施要領案を取りまとめるとともに、県下すべての小中高等学校からの意見聴取と滋賀県公立高等学校PTA連合会、滋賀県PTA連絡協議会に対する「学校連絡制度改正案」についての説明と協力要請を行った。

その結果、当方の心配をよそに改正案に対する反対意見はなく、すべての関係機関団体から改正案に賛同する旨の回答を得たので、平成21年4月に県教育委員会及び県警本部少年課双方において「新学校連絡制度の実施（学校と警察双方向による非行少年情報の提供）」についてマスコミ発表するとともに、各学校における保護者会や学校通信等の保護者向け発行物により同制度の目的と概要についての説明を行い、同年5月1日より県立学校、同年6月より市町立小中学校、私立小中高等学校、国立小中学校で学校と警察双方向による新学校連絡制度の運用を開始したところである。

## 6 新学校連絡制度の概要

現在、滋賀県で実施している学校連絡制度の概要は次のとおりである。

- (1) 学校連絡の対象少年 県内の国公立及び私立の小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校に在籍している児童生徒
- (2) 連絡責任者 県教育委員会学校教育課課長、各学校の校長又は教頭又は校長の指定した生徒指導担当教諭、警察本部少年課長、各警察署生活安全課長又は生活安全係長及び交通課長
- (3) 提供する情報

### ○ 「警察」→「学校」

児童生徒にかかる次の事案で、連絡責任者が県教育委員会及び各学校と連携を要すると判断するもの。

- ア 犯罪少年又は触法少年にかかる事案
- イ 送致又は通告したぐ犯少年にかかる事案

ウ 非行に結びつく問題行動としての不良行為事案

エ その他児童生徒にかかる事案で学校への連絡が必要と認めるもの

○ 「学校」→「警察」

児童生徒にかかる次の事案で、連絡責任者が県警及び警察署との連携を要すると判断するもの

ア 児童生徒の非行にかかる事案

イ 児童生徒の犯罪被害を未然に防止し、その安全を確保すべき事案

ウ インターネットを利用した児童生徒にかかる誹謗中傷、いじめ等の事案

エ その他児童生徒にかかる事案で、県警及び警察署との連携による対応を要すると認められるもの

(4) 制度実施に関する申し合わせ 県立学校については、県教育委員会と県警本部，市町立学校については市町教育委員会と警察本部，国立学校および私立学校については当該学校と県警本部が申し合わせ書を交わした。

## 7 新学校連絡制度の効果

学校警察双方向による学校連絡制度の実施により、実施前の平成20年中に滋賀県警察が補導した不良行為少年は約1万2,000人であったところ、平成21年は8,215人、平成22年は7,139人と大幅な減少を見た。この効果は単に補導件数上の効果にとどまらず、コンビニエンスストア等における少年の深夜い集が無くなるなど、深夜にい集する少年集団の姿に対する地域住民の不安が一気に解消されるなどの効果を得たところである。当然、本学校連絡制度のみにより児童生徒の不良行為が減少したとは思えないが、深夜徘徊等の不良行為を重ねていた少年の保護者と面接した際、同保護者から「子どもが補導されれば警察から連絡が入るし学校からも叱られるので、夜は可能な限り子どもと会話して外に出さないようにし、子どもの非行には気を遣うようになった。」旨の話があり、本学校連絡制度の実施が放任家庭の解消に一定の効果을及ぼしたのではないかと見ている。

## 4 滋賀の少年ソーシャルサポートシステム

### 1 「滋賀の少年ソーシャルサポートシステム」

「滋賀の少年ソーシャルサポートシステム」とは、非行を犯した少年や不良行為で補導された少年等とその保護者に対し、事件や補導を担当した警察署員が県警少年サポートセンターや「あすくる」等における立ち直り支援システムについて説明を行い、同意を得たうえで専門の教養を受けた少年補導職員による当該少年のアセスメントを実施し、アセスメント結果を参考に「当該少年がどの機関でどのような支援を受けるのが最適か」あるいは「どの機関と機関がどのような連携（協働）をして支援を行うのが最適か」を判断して警察署や少年サポートセンター、あすくる、当該少年が在籍する学校等の関係機関がより強力な連携と協働を行って非行少年等に対する立ち直りを支援するシステムである。

### 2 システム構築の経緯

前述のとおり、滋賀県では非行防止と非行少年等に対する立ち直り支援について「県市町行政」「教育行政」「警察行政」の連携の下に、警察署や少年サポートセンターにおける立ち直りに向けた継続補導、「あすくる」における非行少年等の立ち直り支援、学校問題行動対策連絡会議と学校連絡制度による学校と警察双方向からの非行防止・立ち直り支援等を実施し相応の効果をj得ていたところであるが、警察部内や関係機関との間で行っている現行制度の検証を行う中で「対象少年の特性等に適合した主たる支援機関を選定する基準」や「他機関へ引継ぎを行う際のタイミング」等について明確な申し合わせがなく、それぞれの機関がそれぞれの基準と判断で支援や他機関への引継ぎを行っていたことから、真に実効性のある支援連携が行われていないのではないかという問題が提起されるようになった。

そうしたところ平成20年7月に滋賀県（県健康福祉部子ども青少年局）が多数の機関が対応している子ども青少年施策について、関係機関及び部局連携による施策の総合化を図り「必要な人に対して必要な時に必要な支援を届ける

ためのシステム作り」を検討するために県健康福祉部子ども青少年局が所管する「滋賀県子ども青少年施策推進本部」内に「ワンストップ化推進部会」を設置し、同部会の分科会として「仕事と生活の両立支援部会」「次世代育成支援部会」「青少年の自立支援部会」の3研究会を設置した。各部会にはそれぞれに県知事部局，県教育委員会，県警本部の関係課が参加することとなり，この内の「次世代育成支援部会」と「青少年の自立支援部会」に県警本部少年課が構成員として参加することとなったことから，県警本部ではこれを好機と捉え，「青少年の自立支援部会」において「非行少年等の立ち直りに向けた多機関連携による少年サポートシステム作り」について同部会で具体的検討を行うよう提案し，非行少年等の立ち直りを支援する県内の関係機関が一体となった実効性のある支援ができるシステム作りについての研究を行うこととなった<sup>9,10</sup>。

同部会では主として「関係機関が一体となった支援を行うにはどの機関が軸（中心）となるのか。」「個々の少年に対する支援方針等を検討するための当該少年の評価について関係機関が統一した認識を持つにはどのようにすれば良いか。」等が話し合われたが，県警本部より「非行少年等を最も多く把握する警察署や少年サポートセンターが第一次的なアセスメントを行って，より多くの対象少年を支援システムに乗せ，これまでのように最初に担当した機関が一方的に支援方法や引継ぎ先を決定することなく，個々の対象少年に対して関係機関の間で何処がどのような支援をすることが最適かを共通認識した上で，関係機関が横断的に連携できるシステムが望ましいと考える。」旨を提案したことにより「青少年の自立支援部会」内に県子ども青少年局，県教育委員会学校教育課，児童相談所，県警本部少年課各担当者による「少年サポートシステム検討チーム」を発足させ，具体的なシステム作りを行うこととなった<sup>11</sup>。

その結果，県警において

- 対象少年の性格や特性をより詳細に把握するための心理検査を実施する<sup>12</sup>
- 「あすくる」，児童相談所等の支援機関との間で共通認識の下で使用でき，かつ対象少年の特性や環境等の基本情報に加えて立ち直り支援の評

価及び検証を盛り込んだ専門性の高いアセスメントシートを開発する<sup>13</sup>

- 対象少年の精神的、身体的、知的ハンデのみならず家庭環境等あらゆるハンデに着目する中で少年の特性、環境、非行深度に応じた少年サポートセンターが行う支援プログラムを構築する<sup>14</sup>

こととし、警察署及び少年サポートセンターが対象少年に対する第一次的なアセスメントを行い、必要な関係機関と迅速な協議を行って、個々の少年に最適な支援機関へ引継ぎや協働支援を行うことを内容とした「滋賀の少年ソーシャルサポートシステム案」を作成し、知事協議等を経て平成21年4月1日より本システムの運用を開始したところである。

### 3 立ち直り支援の流れ

- (1) 初回面接 少年補導職員が母親等から対象少年の生育暦等を聴取するとともに、当該少年に対して心理検査を実施し、アセスメントシートを作成のうえ支援の方向性と最適な立ち直り支援機関（または機関協働）を決定する。
- (2) 第2回面接 対象少年及び保護者に心理検査結果を伝え、どの機関が当該少年及び保護者にとって最適（妥当）かの調整を行う。
- (3) 機関引継ぎ等 「あすくる」や児童相談所等が中心となった支援が妥当と判断された少年については、当該関係機関とアセスメントシートを使用した引継ぎのためのコーディネートを実施して引継ぎを行う。引継ぎ後も少年サポートセンターは随時当該少年に対する支援状況等について関係機関から聴取して支援の効果検証を行うとともに、状況により支援の方向性の修正を検討する。
- (4) 少年サポートセンターにおける支援 当該少年に対し警察機関での支援が妥当と判断されたときは、少年サポートセンターにおいて「何を目標に支援をするのか」を決定するための第二次アセスメントを実施して最適な立ち直り支援プログラムを選定し、少年及び保護者に説明して立ち直り指導を実施する。
- (5) 定期的なケース会議の開催 四半期ごとに少年サポートセンターにおいて少年補導職員、臨床心理士、大学教授によるケース会議を開催し、同シ

システムによる支援の個別検証とプログラムの軌道修正等を行う。

(6) 就学児童生徒に対する措置 支援の中心となる機関は、当該少年の在籍する学校の担当者に随時支援状況等を連絡して学校現場における指導との調整を図るとともに、学校の担当者から学校における当該少年の行動変化等について聴取して支援の効果検証を行い、状況により随時支援の方向性の修正を検討する。

#### 4 「滋賀の少年ソーシャルサポートシステム」の効果と期待

「滋賀の少年ソーシャルサポートシステム」におけるアセスメントでは、少年と少年を支える家族・学校・地域等の社会環境全体を多元的・総合的に捉えた視点から、立ち直りのリスク要因と立ち直り要因を整理し、対象少年に望ましい変化につながる介入に焦点を当てることができ、それにより介入のターゲットに応じた支援機関と支援方法を明確に選択することができるものである。また、支援機関及び支援方法をリスク要因及び立ち直り要因のアセスメントに基づいて明確化することにより、関係機関への引継ぎ等に要する時間を短縮することができることや、警察署・少年サポートセンターで継続補導を行う場合の目標と内容がより明確になり、他機関連携による協働作業を効果的に支援プログラムに取り入れ、少年・家庭・支援機関の持っている資源をより有効に引き出せるようになったところである。

現在、同システムは警察で検挙・補導された少年を中心に適用し、試行錯誤しつつその運用にあたっているところであるが、同システムの運用により「あすくる」や学校関係者から問題を抱えた少年について少年サポートセンターにアセスメントが依頼される件数が増加しており、徐々にではあるが同システムが県下に定着しつつあり、更なる有機的な機関連携による実効性のある非行少年等の立ち直り支援システムに進化することを期待している。

### 5 関係機関連携に関する考察（おわりに）

#### 1 「目的意識と協働意識の共有」と「機関特質の相互理解」

これまで述べてきた「あすくる」「学校問題行動対策連絡会議」「学校連絡

制度」「滋賀の少年ソーシャルサポートシステム」は、「県市町行政」「教育行政」「警察行政」がそれぞれの独自事業として実施しているものではなく、計画段階からこれら3行政及び関係機関・団体と入念な検討と企画を行って実施に移した一部であり、この他児童虐待の防止と被害児童の早期保護対策等についても滋賀県内のすべての関係機関が一体となって取り組むよう随時3行政機関が中心となって協議を行い、各種施策を実施しているところである。

よく「なぜ滋賀県ではこのような3行政連携ができるのか。」との質問を受けるが、答えは簡単明瞭である。それは3行政ともに「少年の健全育成を使命としている機関である」ことを認識しており、それぞれが「まったく違う立場で、その目的を達成しようとしている」ことを知っているからである。また、担当者は自身の組織でできることと出来ないことを知っているし、互いにこれを補い合いたいと考えているからである。こうした風土は一朝一夕にできあがるものではないが、関係機関が同じ目的意識を持ち、相互にそれぞれの機関の特質を理解した上で、ひとつの問題に対して「自身の機関でできることはないか。自身の機関が支援できることはないか。」を提案し合えば、有機的な機関連携の体制は構築できるはずであると考えられる。そして、各機関が実際に行動し問題や障害が起きれば、真摯にこれを反省検討し、その都度協議を行って軌道修正すれば良いのである。

## 2 円滑に事業を推進するため考えた主導機関の選択

また、機関連携による事業を円滑行うためには、当該事業をどの機関に主導させるのが最も効率的でありかつ効果的であるかを選択することが重要である。

こうした機関連携による事業を行うに際しては、機関間で主導権争いをしたり、あるいは主導機関まかせになるなどが問題になることもあろうが、関係機関は主導機関を決定した理由を十分に理解して自らの機関でないに行えない事項を誠実に行い、そして出来ないことについては素直にこれが出来る他の機関に依頼（相談）すれば良いのである。

主導機関は「自機関がやっている。」ではなく「連携機関と一緒にやらせ

「貫っている。」と考え、連携機関は「協力してやっている。」のではなく「他機関とともに仕事をして自身の組織目的を遂げさせてもらっている。」といった謙虚なスタンスを持つことが多機関連携の要諦と考えている。

### 3 おわりに

滋賀県における少年非行防止と立ち直り支援は「未だ道半ば」である。今回述べた施策も軌道修正を重ねながら進めているものであり、今後も継続して各施策の充実を追及しつつ、各施策が本当の意味で県機関と県民が一体となった活動へと発展するよう努めていきたいと考えている。各方面各位には本文で紹介した施策に関する忌憚りの無いご意見を賜らんことを衷心より切望するところである。

- 1 昭和43年4月～昭和51年3月 県企画部青少年対策室へ派遣  
 昭和51年4月～昭和59年3月 県教育委員会青少年課へ派遣  
 昭和59年4月～平成元年3月 県教育委員会青少年社会教育課へ派遣  
 平成元年4月～平成15年3月 県教育委員会生涯学習課へ派遣  
 平成15年4月～平成19年3月 県政策調整部企画調整課青少年室へ派遣  
 平成19年4月～現在 県健康福祉部子ども青少年局へ派遣
- 2 「あすくる」とは、非行少年等が支援を受けて立ち直るための地域の学校（あ・すくーる）と少年に「明日が来るように」との願いを込めて命名された呼称である。
- 3 滋賀県青少年対策本部は、昭和28年に知事を本部長として県知事部局、県教育委員会、県警本部員で構成される機関で平成14年当時の構成部局は、次のとおりである。
  - 「県知事部局」 政策調整部（青少年室、企画調整課、男女共同参画課）、総務部（総務課）、県民文化生活部（県民生活課、県民文化課、人権施策推進課）、琵琶湖環境部（自然環境保全課）、健康福祉部（健康福祉施策課、健康対策課、障害福祉課、子ども家庭課、医務薬務課）、商工観光労働部（国際課、労政能力開発課）、農政水産部（農業経営課）、土木交通部（都市計画課）、地域振興局（地域振興課）
  - 「県教育委員会事務局」（総務課、学校教育課、人権教育課、生涯学習課、スポーツ健康課）
  - 「県警察本部」 生活安全部（少年課）
- 4 「非行少年等立ち直り支援プログラム策定・推進部会」は、教育・就労・生活改善等多岐にわたる改善プログラムを策定する必要から滋賀県青少年対策本部を構成する部局の内

「県知事部局」 政策調整部（青少年室）、総務部（総務課）、健康福祉部（子ども家庭課）、商工観光労働部（労政能力開発課）、農政水産部（農業経営課）

「県教育委員会事務局」（学校教育課・生涯学習課）

「県警察本部」 生活安全部（少年課）

で構成し、同推進部会で策定したプログラム案等を、大学教授・企業の経営者代表・少年補導センター代表等5人で構成する「非行少年等立ち直り支援システム検討委員会」に諮問し、具体的な支援プログラム等を作成した。

5 「総合支援コーディネーター」には、「大学教授（臨床心理等専攻）」「精神科医」「弁護士」「警察OB（元少年補導職員）」「矯正教育機関OB（元少年院院長）」の5人を選任している。

6 立ち直りが認められた95人の内訳は、  
就職による立ち直り 34人（内女子12人）  
就学による立ち直り 48人（内女子14人）  
その他家族関係修復等による立ち直り 13人（内女子4人）

であった。

7 学校問題行動対策会議の略称名は、学校（School）・問題行動（Problem Act）・委員会（Committee）の頭文字SPACから名づけられたものである。

8 「滋賀県高等学校生徒指導連絡協議会」は、県内の私立公立すべての高等学校と特別支援学校の生徒指導担当教師が生徒指導のあり方やその対応策について意見交換や協議検討を行う会議である。同会議には県教育委員会学校教育課及び県警本部少年課の幹部が毎回オブザーバーとして出席し、生徒指導上の問題点や対策について直接学校現場の担当者との意見交換する場ともなっている。

9 「滋賀県子ども青少年施策推進本部」は、子ども青少年育成及び少子化対策を県全体で有機的に推進するために平成19年5月に設置されたもので、副知事を本部長とし、主な構成部局は次の通りである。

「県知事部局」 政策調整部（広報課、企画調整課、男女協働参画課）、総務部（総務課、人事課、自治振興課）、県民文化生活部（県民生活課、県民活動課、県民文化課、人権施策推進課）、琵琶湖環境部（環境政策課、森林政策課）、健康福祉部（健康福祉政策課、健康推進課、元気長寿福祉課、障害者自立支援課、医務薬務課、子ども青少年局）商工観光労働部（商工政策課、商業観光振興課、国際課、労政能力開発課）、農政水産部（農政課、環境こだわり農業課、農業経営課）、土木交通部（監理課、交通政策課、都市計画課、住宅課）

「県教育委員会事務局」（教育総務課、学校教育課、人権教育課、生涯学習課、スポーツ健康課）

「県警察本部」 生活安全部（生活安全企画課、少年課）

- 10 「青少年の自立支援部会」は、県子ども青少年局主席参事を部会長、県警本部少年課課長補佐を副部会長とし、県総務課、医務薬務課、障害者自立支援課、労政能力開発課、県教育委員会事務局学校教育課、生涯学習課、スポーツ健康課の子ども青少年対策を担当する職員で構成された。
- 11 「少年サポートシステム検討チーム」は、県子ども青少年局参事を座長とし、同局職員1人、県教育委員会事務局学校教育課職員(教師)1人、児童相談所職員2人、県警本部少年課員3人の計8人で構成するとともに、「あすくる」の総合コーディネーター(臨床心理専攻の大学教授)を招聘し、対象少年に対する臨床心理等専門的な見地からのアセスメントのあり方等についての助言と指導を得た。
- 12 心理検査は、「主要5因子性格検査」「P-Fスタディ検査(絵画欲求不満テスト)」「ロールシャッハテスト」「文書完成テスト」等を複合的に行い、総合的に判断することとした。
- 13 アセスメントシートは、非行少年等の立ち直りを専門に研究する滋賀県立大学の教授と少年課少年相談専門員(臨床心理士)が中心となって開発し、児童相談所職員、あすくる職員、少年補導職員に対する説明会を開催して、個々の対象少年に対して関係機関関係者が同シートにより共通した認識を持つことができるようにした。(心理検査やアセスメントシートにより得られた少年の特性等については、必要により少年補導職員等が当該少年の在籍する学校の生徒指導担当者に説明し、学校における指導に活用されるように配慮している。)
- 14 少年サポートセンターの行う立ち直り支援プログラムは、立ち直り支援の早期介入、動機付け、少年の早期立ち直りを図ることを目的として少年課少年相談専門員(臨床心理士)と少年サポートセンター職員(少年補導職員)が中心となって策定したもので、短期プログラム(3ヶ月)を主に、中期プログラム(6ヶ月)、長期プログラム(12ヶ月)の3種類を設定し、各プログラムに被害者感情の理解と修復的司法の視点を取り入れた「被害者によるミニ講演会」「被害者との対話会」等、少年の立ち直り支援への「動機付け」を高めるための「ロールレタリング」、保護者による支援を強化するための「グループカウンセリング」「親子関係診断検査」「ペアレントトレーニング」等を取り入れている。